

**改正**

平成18年6月28日条例第306号

平成18年9月29日条例第315号

平成19年3月30日条例第15号

平成20年3月28日条例第10号

平成20年6月25日条例第26号

平成22年3月26日条例第11号

平成24年2月15日条例第1号

平成26年9月26日条例第27号

平成28年3月29日条例第16号

津市福祉医療費等の助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、障害者、一人親家庭等の母又は父及び児童、子ども、妊産婦並びに精神障害者の医療費等の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の者につき、同条第1項ただし書に規定する保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合においては、当該身体に障害のある15歳未満の者）で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号級別の欄の1級から3級までのもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知的障害者又は知的障害児と判定された者のうち知能指数が50以下の者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、そ

の障害の等級が1級のもの（一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、子ども及び妊産婦を除く。）

- (2) 一人親家庭等の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満児」という。）を養育しているもの（障害者である者を除く。）をいう。
- (3) 一人親家庭等の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳未満児を養育しているもの（障害者である者を除く。）をいう。
- (4) 一人親家庭等の児童 次のいずれかに該当する者（障害者である者を除く。）をいう。
  - ア 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童（18歳未満児に限る。）
  - イ 一人親家庭等の母又は一人親家庭等の父に養育されている18歳未満児
- (5) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（障害者及び一人親家庭等の児童を除く。）をいう。
- (6) 妊産婦 妊娠5月に達した月の初日から出産（死産を含む。）した日の属する月の翌月の末日までの間にある者（障害者、一人親家庭等の母、一人親家庭等の児童及び子どもである者を除く。）をいう。
- (7) 精神障害者 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級の障害等級の記載がされているものに限る。）の交付を受けている者であつて、同法第19条の7に規定する精神科病院又は同法第19条の8に規定する指定病院（以下「精神科病院等」という。）に入院し医療を受けているもの（障害者（第1号ウに該当する者を除く。）、一人親家庭等の母、一人親家庭等の父、一人親家庭等の児童、子ども及び妊産婦を除く。）をいう。
- (8) 医療保険各法 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）その他規則で定める法律をいう。
- (9) 医療に関する給付 次に掲げる給付等をいう。
  - ア 医療保険各法の規定による療養及び医療の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給
  - イ アに掲げるもののほか、医療保険各法以外の他の法令（以下「他の法令」という。）の規定による国又は地方公共団体の負担における医療の給付又は支給
- (10) 保険医療機関 医療保険各法の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

(11) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護しているものをいう。

(12) 養育者 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する者で、18歳未満児を現に監護し、かつ、その生計を維持しているもの（一人親家庭等の母及び一人親家庭等の父を除く。）をいう。

（対象者）

**第3条** この条例による医療に関する給付に係る費用（以下「福祉医療費」という。）の助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する者。ただし、精神障害者にあつては、その者及びその者を現に扶養している者又は配偶者若しくは民法（昭和29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者が本市の区域内に引き続き1年以上居住している場合に限る。

(2) 医療保険各法の規定による医療に関する給付を受けることができる者

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 障害者

イ 一人親家庭等の母

ウ 一人親家庭等の父

エ 一人親家庭等の児童

オ 子ども

カ 妊産婦

キ 精神障害者（その者の入院期間が90日を超え、引き続き入院している者（精神保健福祉法第40条の規定により仮退院中の者を含む。）に限る。）

(4) 所得に関し規則で定める要件を満たす者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者

2 前項に規定するもののほか、この条例による妊産婦の健康診査に要する費用（以下「妊産婦健康診査費」という。）の助成の対象となる者は、同項の規定により対象となる者のうち妊産婦に該当する者とする。

（助成及び受給資格の認定等）

**第4条** 福祉医療費及び妊産婦健康診査費の助成は、受給資格を証する証明書（以下「受給資格証」という。）の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）についてこれを行う。

2 前条各項に規定する対象者（以下「対象者」という。）は、前項の助成に係る受給資格の認定

を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、受給資格証の交付を申請するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その対象者に該当し、受給資格について認定したときは、規則で定めるところにより、当該対象者に受給資格証を交付するものとする。

4 第2項の規定による申請は、保護者又は養育者その他対象者を現に監護している者（以下「保護者等」という。）がその対象者又は受給資格者に代わってこれを行うことができる。

（対象医療費等）

**第5条** 本市は、受給資格者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関して受給資格者、保護者等又は医療保険各法による被保険者（当該被保険者であった者を含む。）若しくは組合員（当該組合員であった者を含む。）が負担すべき額（以下「対象医療費」という。）を規則で定めるところにより福祉医療費として助成するものとする。ただし、次に掲げる額は、助成の対象としない。

（1） 当該疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該医療に関する給付の額

（2） 医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等によって、保険給付に併せてこれに準ずる給付制度が存する場合に当該給付制度による給付を受けることができる額（現に給付がなされるか否かにかかわらず、この条例の適用がないものとした場合に当該給付制度による給付を受けることができる額を含む。）

2 前項本文の規定にかかわらず、受給資格者が第2条第1号ウに該当する者である場合においては、対象医療費（通院に要するものに限る。）を福祉医療費として助成するものとする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、受給資格者が妊産婦である場合においては、対象医療費から規則で定める本人負担金を控除した額を福祉医療費として助成するものとする。

4 本市は、妊産婦が健康診査を受ける場合において、当該健康診査に要する費用について規則で定める額を規則で定めるところにより妊産婦健康診査費として助成するものとする。

5 第1項本文の規定にかかわらず、受給資格者が精神障害者である場合においては、対象医療費（精神障害の医療を受けるための精神科病院等への入院に要するものに限る。）の2分の1の額を福祉医療費として助成するものとする。

（証明書に係る助成）

**第6条** 本市は、受給資格者又は保護者等が福祉医療費の助成を受けるために市長が必要と認める医療費の証明書に係る費用について規則で定める額を規則で定めるところにより証明書料（以下

「証明書料」という。)として助成するものとする。

(受給資格証の提示)

**第7条** 福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとする受給資格者又は保護者等は、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

**第8条** 受給資格者又は保護者等は、この条例による助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、市長に福祉医療費、妊産婦健康診査費及び証明書料(以下「福祉医療費等」という。)の助成を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、その申請をすることができる時から2年を経過したときは、これを行うことができない。

(助成の決定)

**第9条** 市長は、前条第1項の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請に係る福祉医療費等の助成額を決定し、規則で定めるところにより当該決定した内容を受給資格者又は保護者等に通知するものとする。

(受給資格に係る変更等の届出)

**第10条** 受給資格者又は保護者等は、受給資格者又は保護者等の氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、又は受給資格者が対象者に該当しなくなったときはその日から14日以内に、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは速やかに、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(損害賠償の義務)

**第11条** 市長は、受給資格者又は保護者等が受給資格者の疾病又は負傷に関しその損害の賠償を受けたときは、当該疾病又は負傷に関する損害賠償の額の限度において、福祉医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した福祉医療費等の額に相当する金額の全部若しくは一部を受給資格者若しくは保護者等から返還させることができる。

(不正利得の返還)

**第12条** 市長は、偽りその他不正の手段により福祉医療費等の助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した福祉医療費等の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

**第13条** 福祉医療費等の助成を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(報告の徴収等)

**第14条** 市長は、この条例による受給資格の認定又は福祉医療費等の助成を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る福祉医療費等の助成について適用し、同日前の診療に係る福祉医療費等の助成については、なお合併前の津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成13年津市条例第3号）、久居市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和54年久居市条例第7号）、久居市福祉医療費の助成に関する条例（平成13年久居市条例第20号）、河芸町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年河芸町条例第9号）、芸濃町精神障害者医療費助成に関する条例（昭和52年芸濃町条例第31号）、芸濃町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年芸濃町条例第15号）、美里村福祉医療費の助成に関する条例（平成13年美里村条例第13号）、安濃町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年安濃町条例第19号）、香良洲町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年香良洲町条例第12号）、一志町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年一志町条例第14号）、白山町福祉医療費の助成に関する条例（平成13年白山町条例第12号）又は美杉村福祉医療費助成に関する条例（平成13年美杉村条例第24号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。

3 この条例の施行前に合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に合併前の条例に基づく受給資格証の交付を受けている者に係る福祉医療費等の助成については、当該受給資格証の有効期間が終了するまでの間は、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月28日条例第306号）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の

例による。

**附 則**（平成18年 9 月29日 条例第315号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成19年 3 月30日 条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年 3 月28日 条例第10号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年 6 月25日 条例第26号）

- 1 この条例は、平成20年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成22年 3 月26日 条例第11号）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成24年 2 月15日 条例第 1 号）

- 1 この条例は、平成24年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年 9 月26日 条例第27号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月29日 条例第16号）

- 1 この条例は、平成28年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市福祉医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。